

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方をお願い(職業・産業例示表)



政府統計

厚生労働省・法務省

- ◆ 人口動態調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計」として指定されているわが国の最も重要な調査の一つです。公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料として活用されています。
- ◆ 国勢調査実施年の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に出生・死亡・死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻・離婚の届出をされる方は、戸籍法等の規定により届書に「職業(死亡は産業を含む。)」を記入していただくことになっていますので、ご協力ください。
- ◆ 届書の「職業」欄には、下記の職業例示表を参照して、「番号」か「職業分類名」を記入してください。また、死亡の届出をされる方は、亡くなられた方の職業と産業を記入していただきますので、裏面もご覧ください。わからないときは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

職業例示表

注：死亡の届出をされる方は、裏面もご覧ください。→

番号	職業分類名	仕事の内容例示	
		この分類に含まれる職業	この分類に含まれない職業 ()内には正しい分類番号を示している
01	管理職	管理的公務員(議会議員、管理的国家公務員、管理的地方公務員)、法人・団体役員(会社役員、独立行政法人等役員等)、法人・団体管理職員(会社管理職員、独立行政法人等管理職員等)、その他の管理的職業従事者	校長(02)、保健所長(02)、病院長・診療所長(02)
02	専門・技術職	研究者(自然科学系研究者、人文・社会科学系等研究者)、農林水産技術者、製造技術者(食品技術者、電気・電子・電気通信技術者等)、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者(システムコンサルタント、システム設計者等)、その他の技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師(准看護師を含む)、医療技術者(診療放射線技師、臨床工学技士、歯科衛生士等)、その他の保健医療従事者(栄養士、あん摩マッサージ指圧師等)、社会福祉専門職業従事者(福祉相談指導専門員、保育士等)、法務従事者(裁判官、検察官、弁護士、弁理士、司法書士等)、経営・金融・保険専門職業従事者(公認会計士、税理士、社会保険労務士等)、教員、宗教家、著述家、記者、編集者、作家、デザイナー、写真家、映像撮影者、音楽家、舞台芸術家、その他の専門的職業従事者(図書館司書、学芸員、カウンセラー、個人教師、職業スポーツ従事者等)	検査工(08)、大工・左官(10)、電気通信設備工事従事者(10)、看護助手(05)、歯科助手(05)、調理師(05)、ホームヘルパー(05)、裁判所課長などの管理者(01)、経理事務員(03)、折とう師・巫女・易者(05)、写真現像工(08)、広告宣伝工(05)
03	事務職	一般事務従事者(受付・案内事務員、秘書、総合事務員等)、会計事務従事者(現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員等)、生産関連事務従事者(生産現場事務員、出荷・受荷事務員)、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者(集金人、調査員等)、運輸・郵便事務従事者(旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便事務員)、事務用機器操作員(パーソナルコンピュータ操作員、データ・エントリー装置操作員等)	娯楽施設フロント係(05)、税理士(02)、印刷検査工(08)、保険外交員(04)、郵便配達員(11)、CADオペレーター(08)
04	販売職	商品販売従事者(小売店主・店長、卸売店主・店長、販売店員等)、販売類似職業従事者(不動産仲介・売買取手、保険代理・仲立人(ブローカー)等)、営業職業従事者(食料品営業職業従事者、機械器具営業職業従事者、通信・システム営業職業従事者等)	飲食店主(05)、保険商品開発者(02)、水道料金集金人(03)
05	サービス職	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦(夫)、家事手伝い等)、介護サービス職業従事者(介護職員、訪問介護従事者)、保健医療サービス職業従事者(看護助手、歯科助手等)、生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、クリーニング職等)、飲食調理従事者(調理人、バーテンダー)、接客・給仕職業従事者(飲食店主・店長、旅館主・支配人、飲食物給仕従事者、娯楽場等接客員等)、居住施設・ビル等管理人(マンション・アパート・下宿管理人、駐車場管理人等)、その他のサービス職業従事者(旅行・観光ガイド、物品貸貸人、葬儀師、火葬作業員等)	訪問看護師(02)、ケアマネジャー(02)、歯科衛生士(02)、クリーニング取次所従事者(04)、パン製造工(08)、屋台飲食店主(04)、守衛(06)、通訳(02)
06	保安職	自衛官(陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官、防衛大学校・防衛医科大学校学生)、司法警察職員(警察官、海上保安官等)、その他の保安職業従事者(看守、消防員、警備員、児童交通擁護員、プール・海水浴場監視員等)	刑務所長(01)、山林監視員(07)
07	農林漁業職	農業従事者(農耕従事者、養畜従事者、植木職、造園師等)、林業従事者(育林従事者、伐木・造材・集材従事者等)、漁業従事者(漁労従事者、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、水産養殖従事者等)	獣医師(02)、木材検査工(08)、釣船船長(09)
08	生産工程職	生産設備制御・監視従事者(製鉄・製鋼、非鉄金属製錬設備制御・監視員、食料品生産設備制御・監視員、紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員、ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員等)、機械組立設備制御・監視従事者(電気機械器具組立設備制御・監視員等)、製品製造・加工処理従事者(金属プレス従事者、金属溶接・溶断従事者、窯業・土石製品製造従事者等)、機械組立従事者(はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者等)、機械整備・修理従事者(自動車整備・修理従事者等)、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似作業従事者(自動車塗装工、POPライター、写真現像工、映写技師等)	炉修工(10)、調理師(05)、服飾デザイナー(02)、鉄道車両配線工(10)、彫刻家(02)、航空機配線工(10)、自動車ガラスはめ込工(10)、装飾画家(02)
09	輸送・機械運転職	鉄道運転従事者(電車運転士等)、自動車運転従事者(バス運転者、乗用自動車運転者、貨物自動車運転者等)、船舶・航空機運転従事者(船長、航海士・運航士、航空機操縦士等)、その他の輸送従事者(車掌、甲板員、船舶技士、船舶機関員等)、定置・建設機械運転従事者(発電員、クレーン・ウインチ運転従事者、建設・さく井機械運転従事者等)	配車係(03)、宅配便配達員(11)、漁労船の船長・航海士(07)、旅行・観光ガイド(05)、電気メーター検針員(03)
10	建設・探掘職	建設躯体工事従事者(型枠大工、とび職、鉄筋作業従事者)、建設従事者(大工、左官、畳職、配管従事者等)、電気工事従事者(送電線架線・敷設従事者、電気通信設備工事従事者等)、土木作業従事者(土木従事者、鉄道線路工事従事者、ダム・トンネル掘削従事者)、探掘従事者(探鉱員、石切出従事者、砂利・砂・粘土採取従事者等)	鉄工(08)、家具大工・船大工(08)、電話機修理工(08)、測量士(02)、掘削機械運転工(09)
11	運搬・清掃・包装等職	運搬従事者(郵便・電報外務員、陸上荷役・運搬従事者、配達員、荷造従事者等)、清掃従事者(ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職、ごみ・し尿処理従事者等)、包装従事者(ラッピング工、シール貼り工等)、その他の運搬・清掃・包装等従事者(機械掃除工、工場軽作業員、学校の用務員等)	トラック運転者(09)、ゴミ収集車運転者(09)、封筒製造工(08)、ゴルフ場芝手入作業員(07)
00	無職	(報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない人)	

※ 自衛官、警察官、海上保安官、消防員の身分をもつ方は、仕事の内容のいかんにかかわらず「06 保安職」とします。